

「シクロピリモレート」「イソプロチオラン」及び「シペルメトリン」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

1. シクロピリモレート（農薬）
2. イソプロチオラン（農薬及び動物用医薬品）
3. シペルメトリン（農薬及び動物用医薬品）

シクロピリモレート

1. 今回の諮問の経緯

・平成29年12月11日、農林水産省からの農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準値設定要請及び魚介類への基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	シクロピリモレート(Cyclopyrimorate)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	雑草の幼芽・幼根部もしくは根部・茎葉基部より吸収され、カロチノイド生合成系に関与し、作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、移植水稻への新規申請及び魚介類への基準値設定依頼 使用方法: 湛水散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

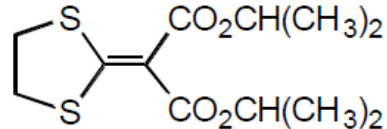
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

イソプロチオラン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年12月11日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	イソプロチオラン (Isoprothiolane)	
構造式		
用途	殺菌剤／牛の肝疾患用剤	
作用機構	<p>【農薬】 ジチオラン環を有する殺菌剤である。いもち病菌のリン脂質生合成を阻害すること、またその感染過程における付着器からの植物体への進入過程を強く阻害することが知られている。</p> <p>【動物用医薬品】 肝細胞に作用し、肝臓におけるタンパク質合成を促進することにより、脂質代謝を含めた肝機能を向上させる。</p>	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。 適用作物: 水稲、りんご、もも等 今回、みかんへの適用拡大申請 使用方法: 散布等</p>	
	<p>【動物用医薬品】 承認がなされている。 牛の肝疾患の改善、脂肪壊死症 使用方法: 経口投与</p>	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.1 mg/kg 体重/day (2017年) ARfD = 設定の必要なし (2017年)
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし EU基準: 米
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成19年8月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年2月28日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成22年1月4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p>	

(別添1)

	平成22年9月16日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成24年5月16日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年12月10日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.1 mg/kg 体重/day
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

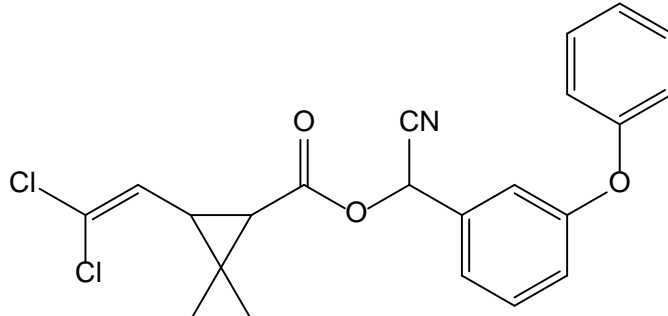
JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

シペルメトリン

1. 今回の諮問の経緯

・平成29年11月10日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	シペルメトリン (Cypermethrin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピレスロイド系の殺虫剤である。 末梢、中枢神経の軸索及びシナプスに働き神経膜のイオン透過性を変化させ、殺虫活性を示すと考えられている。	
日本における登録状況	<p>【農薬】 登録がなされている。 適用作物: きゅうり、トマト、りんご等 今回、非結球あぶらな科葉菜類(チンゲンサイを除く)への適用拡大申請 使用方法: 散布等</p> <p>【動物用医薬品】 承認されていない。</p>	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.02 mg/kg 体重/day (2006年) ARfD = 0.04 mg/kg 体重 (2006年)
	JECFA	ADI = 0.02 mg/kg 体重 (2004年) (α-シペルメトリンとシペルメトリンのグループ ADI)
	国際基準	小麦、大麦、いちご、かんきつ等
	諸外国	米 国 基 準: たまねぎ、牛、乳等 カナダ基準: いちご、オレンジ、ぶどう等 EU 基 準: 小麦、大麦、いちご等 豪 州 基 準: 小麦、大麦、ぶどう等 ニュージーランド基準: アブラナ科野菜
食品安全委員会での評価等	【1】平成 25 年 12 月 6 日 及び平成 29 年 1 月 24 日厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	

(別添 1)

	平成 30 年 2 月 13 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.022 mg/kg 体重/day ARfD = 0.04 mg/kg 体重
--	------------------------------------------------------------------------------------

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【イソプロチオラン】

・作物残留試験

【シペルメトリン】

・作物残留試験